

中小企業総合支援事業助成金交付要領 (市場開拓助成)

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人千葉県産業振興センター理事長（以下、「理事長」という。）が、中小企業総合支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき「中小企業総合支援事業助成事業（市場開拓助成）」にかかる助成金を交付するのに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）中小企業者とは、千葉県内に事業所を有し、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定するものをいう。ただし、以下のいずれかに該当する中小企業者（以下、みなし大企業という）は補助対象者から除く。

①発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業（特定ベンチャーキャピタルは除く）が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を大企業（特定ベンチャーキャピタルは除く）が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

（２）連携体とは、中小企業者、個人、大学、研究機関、ＮＰＯ、組合、大企業等、複数のもので構成され、かつ、中小企業者が運営主体の中心となるものをいう。なお、各自の役割等について所定の書面で定めることとする。

（３）組合とは、千葉県内に事業所を有し、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成１４年法律第１４７号）第２条第１項第６号から第８号に規定するものをいう。

（４）小規模事業者とは、中小企業基本法第２条第５項に規定するものをいう。

（５）中小企業者等とは中小企業者、小規模事業者、連携体及び組合のことをいう。

（６）ＮＰＯ法人とは、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項の規定により設立された特定非営利活動法人のうち、千葉県内に事務所を有するものをいう。

（７）経営革新計画とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成１１年法律第１８号）第９条に規定する経営革新計画をいう。

（８）地域経済牽引事業計画とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成１９年法律第４０号）第１３条に規定する地域経済牽引事業計画をいう。

（９）特産品とは、本県で製造又は製作される醤油、味噌、酒類、菓子、農産物漬物類その他の食品類、工芸品・民芸品、雑貨等をいう。

(助成金の交付対象)

第3条 理事長は、別表に掲げるとおり助成を行うとし、助成事業者が行う助成事業を実施するために必要な経費のうち、理事長が認める経費（以下、「助成対象経費」という。）について予算の範囲内で助成金を交付する。なお、当該経費は助成対象期間内に実施、支払いが完了するものに限る。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下、「助成対象事業者」という。）は、助成金交付申請書（様式1）を別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 助成対象事業者は、前項の助成金の交付を申請するに当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た額をいう。以下、「仕入控除税額」という。）がある場合には、当該仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、前条の申請が適当であると認めたときは、助成金の交付決定を行い、速やかに助成金交付決定通知書（様式2）により申請者に通知しなければならない。

2 理事長は、助成金の交付決定を行うに当たっては、助成対象事業者を審査する審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して、あらかじめその内容及び助成金の適否について審査委員会に意見を聴かなければならない。

3 理事長は申請者（法人にあっては、その役員を含む）が次の各号に該当するとき交付決定を行わない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

（2）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為を行っているとき

（4）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(助成金の交付の条件)

第6条 理事長は、交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成対象事業者に対して次に掲げる条件を付することができる。

(1) 助成対象事業を行うために締結する契約に関する事項、その他助成対象事業に要する経費の使用方法に関すること。

(2) 助成対象事業の完了により、当該助成対象事業者に相当の収益が生じた場合は第20条に定める事業化報告書により報告し、その交付した助成金の全部又は一部をセンターに納付すべきこと。

(申請の取下げ)

第7条 第5条第1項の規定による助成金交付決定通知を受けた助成対象事業者は、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があるときは、当該通知を受領した日から20日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の取下げは、書面により行わなければならない。

(助成対象事業の内容等の変更)

第8条 助成事業者は、申請内容及び助成対象事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式3)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 軽微な変更とは、助成金の増加を伴わないもので、次に掲げるものをいう。

(1) 助成対象経費の20%以内の減少となる内容の変更をするとき

(2) 助成対象経費の各経費区分の20%以内の増加となる内容の変更をするとき

(3) 助成対象経費の各経費区分の相互間において、いずれか低い額の20%以内で経費の配分を変更するとき

(4) 助成対象事業の遂行に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更するとき

3 理事長は、第1項の承認を行うに当たっては、必要に応じて審査委員会の意見を聴かなければならない。

(助成対象事業の中止又は廃止)

第9条 助成事業者は、助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式4)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成対象事業遅延等の報告)

第10条 助成事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は助成対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに遅延等報告書

(様式 5) を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 1 1 条 助成事業者は、助成対象事業の遂行状況について理事長が報告を求めたときは、遅滞なく、助成対象事業遂行状況報告書（様式 6）を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 1 2 条 助成事業者は、理事長の指定する期日までに助成対象事業実績報告書（様式 7）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 1 3 条 理事長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式 8）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第 1 4 条 前条の規定により通知を受けた助成事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（様式 9）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により交付すべき助成金の額の確定した後、助成金を助成事業者に対して支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第 1 5 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件、その他関係法令及び規則又はこの要綱に基づく理事長の指示に違反したとき。
- (4) 破産手続開始申立、民事再生手続開始申立、会社更生手続開始申立、会社整理開始申立及び特別清算開始申立の事実が生じたとき。

2 前項の規定は、助成対象事業について交付すべき助成金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 交付決定の取消しによって、当該交付決定を取り消された者に損害が生じた場合、公益財団法人千葉県産業振興センターは賠償の責めを負わない。

(助成金の返還)

第16条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 理事長は、助成事業者が助成対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第17条 理事長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額に年利10.95パーセントの割合を乗じて計算した加算金を徴収することができる。

2 理事長は、前条の規定により助成金の返還を命じられた者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年利10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができる。

(助成金に係る経理等)

第18条 助成事業者は、経費について帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない

2 助成事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の完了(助成対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)日の属する年度の終了後5年間、理事長の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるように保存しておかなければならない。

(立入検査等)

第19条 理事長は、助成対象事業の適正を期するために必要があると認めたときは、助成事業者に対して報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実施結果の報告等)

第20条 助成事業者は、助成対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後1年間において、年度終了後翌年の12月末までに助成対象事業に係る過去1年間の事業化の状況等について、事業化報告書(様式10)により理事長に報告しなければならない。

(その他)

第21条 理事長は、この要領に定めるもののほか、助成対象事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。なお、第 20 条については、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業名	助成対象事業者	助成対象事業	助成対象経費	助成率	助成限度額	助成対象期間
中小企業総合支援事業						
市場開拓助成	経営革新計画、又は地域経済牽引事業計画の承認若しくは認定を受けた中小企業者、小規模事業者、連携体、組合	経営革新計画、又は地域経済牽引事業計画のいずれかで位置づけした新製品・新技術・特産品等の販路開拓を図ろうとする以下の事業への助成 展示会*出展への助成 ※国内外で開催されるビジネスフェア、見本市、商談会等 ※オンライン展示会含む	展示会出展への助成 ア 出展料 イ PR用ツール等製作費 ウ 会場整備費（レンタル料含む） エ 運搬費 オ 展示会スタッフ等派遣費 カ 海外渡航費 キ その他理事長が特に認める経費 ※オンライン展示会においては上記経費のうち、ア～イの経費のみ助成対象	1/2 以内 （小規模事業者は、2/3 以内）	海外展示会 200万円 国内展示会 100万円 下限20万円	1年以内
	ちば中小企業元気づくりまたは中小企業総合支援事業助成金の交付を受けて新商品・新技術・特産品等を開発した中小企業者、小規模事業者、連携体、組合	ちば中小企業元気づくり助成金または中小企業総合支援事業助成金の交付を受けて開発した新製品・新技術・特産品等の販路開拓を図ろうとする以下の事業への助成 展示会*出展への助成 ※国内外で開催されるビジネスフェア、見本市、商談会等 ※オンライン展示会含む				
	千葉県内の公的インキュベーション施設（コワーキングスペースを除く）に入居する中小企業者、小規模事業者、連携体、組合	下記のインキュベーション施設に入居する企業が開発した新製品・新技術・特産品等の販路開拓を図ろうとする以下の事業への助成 東葛テクノプラザ、東大柏ベンチャープラザ、かずさインキュベーションセンター、ベンチャープラザ船橋、千葉大亥鼻イノベーションプラザ、いちかわ情報プラザ、松戸スタートアップオフィス 展示会*出展への助成 ※国内外で開催されるビジネスフェア、見本市、商談会等 ※オンライン展示会含む				

	千葉ものづくり認定製品として認定を受けた中小企業者、小規模事業者	千葉ものづくり認定製品の販路開拓を図ろうとする以下の事業への助成 展示会*出展への助成 ※国内外で開催されるビジネスフェア、見本市、商談会等 ※オンライン展示会含む				
	千葉県立地企業補助金（マイレージ型）の交付が確定した中小企業者、小規模事業者	千葉県立地企業補助金（マイレージ型）の交付が確定した企業が開発した新製品・新技術・特産品等の販路開拓を図ろうとする以下の事業への助成 展示会*出展への助成 ※国内外で開催されるビジネスフェア、見本市、商談会等 ※オンライン展示会含む				
	国等の公的資金や千葉県内に本店を構える金融機関等の補助制度を受けて新商品・新技術・特産品等を開発した中小企業者、小規模事業者、連携体、組合	ものづくり補助金、戦略的基盤技術高度化支援事業、ひまわりベンチャー育成資金等の交付を受けて開発した新製品・新技術・特産品等の販路開拓を図ろうとする以下の事業への助成 展示会*出展への助成 ※国内外で開催されるビジネスフェア、見本市、商談会等 ※オンライン展示会含む				